

【七戸町】

非課税世帯等に対する生活支援給付金（追加分） （7万円/1世帯）のご案内

非課税世帯等に対する生活支援給付金（追加分） **（1世帯あたり7万円）** は、住民税均等割非課税世帯を支援するための給付金です。

- ① 非課税世帯で、昨年8月以降に実施した3万円の給付金を受給済で、世帯員の増員が無いなど一定要件を満たしている場合は、支給のお知らせを送付します。手続き不要で支給（プッシュ型）を行います。
- ② 非課税世帯で、①以外の方は確認書を送付します。必要事項を記載のうえ、確認書の提出が必要となります。
- ③ 世帯員の増員があったなどの方は、申請書の提出が必要となります。

給付金の支給額

1世帯あたり 7万円

給付金の支給時期

上記①の方は、2月中旬を予定。
上記②と③の方は、確認書（または申請書）受理日から2週間後を予定。

手続き方法

上記①に該当する世帯は、手続きは不要です。

（ただし、指定口座の変更を希望される場合や受給を辞退される場合は手続きが必要です。）

手続きをとる必要がある世帯（いずれかにあてはまる世帯）

上記②に該当する場合

上記③に該当する場合

町から確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります



提出期限：令和6年3月1日（金）消印有効

令和5年12月1日時点の住民登録情報により町から確認書が送付されます。必要事項をご記入いただき、返送ください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和6年3月1日（金）

町へお問い合わせいただき、該当となる見込みの場合は申請をしてください。

詳しくは裏面「II」へ

給付金の手続き詳細は裏面をご確認ください。

給付金の手続き詳細

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯で、プッシュ型による支給とならない場合

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯へ町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容確認と必要事項をご記入のうえ、**返送ください**。



【確認事項】

- ①世帯員全員が住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないか
- ②世帯の中に住民税課税となる所得があるにもかかわらず未申告となっていないか

II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合など

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項をご記入のうえ、課税証明書等と一緒に町窓口まで申請してください。



住民税非課税世帯等に対する生活支援給付金（追加分）の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報**の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)へご連絡ください。

お問い合わせ・申請窓口

七戸町 保健福祉課



0176-68-4631

受付時間 8:15~17:00（土日祝を除く）

注 確認書提出のみで手続きが終了となる方は、窓口が混雑することが予想されるため、極力、返信用封筒での提出をお願いします。